

参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示

令和5年2月13日

支出負担行為担当官

気象庁総務部長 石谷 俊史

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

1 当該招請の主旨

本業務については、遠隔監視用無線通信ネットワーク装置等の移設及び接続調整等（沖縄ほか）を行うものであるが、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

応募の結果、4. の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、本業務に必要な遠隔監視用無線通信ネットワーク装置等の詳細を熟知している法人等との契約手続に移行する。

なお、4. の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、一般競争入札方式による公告を行う予定である。

2 業務概要

- (1) 業務名 遠隔監視用無線通信ネットワーク装置等の移設及び接続調整等（沖縄ほか）
- (2) 業務内容 遠隔監視用無線通信ネットワーク装置等の移設及び接続調整等（沖縄ほか）
- (3) 履行期限 令和6年3月29日

3 業務目的

令和元年度に整備した遠隔監視用無線通信ネットワーク装置等（以下、「本装置」という）は、主に LTE を利用したバックアップ通信回線を用いて、有線通信の断絶時においても気象レーダーの観測データ集信及び監視・制御を継続させ、また平時における定期的なレーダー機器点検を遠隔で実施することを可能とするものである。

本件は、局舎の建て替え工事が予定されている沖縄、松江、新潟レーダーについて、本装置を新局舎でも引き続き使用するため、新局舎への移設及び接続調整を行い、レーダー更新が予定されている名瀬レーダーについて、本装置を新レーダーでも引き続き使用するため、レーダー更新工事の開始前に一時的に取り外し、新レーダー装置設置完了後に再設置及び接続調整を行うものである。

4 応募要件

(1) 基本的要件

- ① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該

当しない者であること。

- ② 令和4・5・6年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」において関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
- ③ 気象庁から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- ④ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等から排除要請があり、当該条件が継続している者でないこと。

(2) 技術力に関する要件

本件は、局舎更新及びレーダー更新工事に伴い、LTEの通信品質が変わる可能性があり、バックアップ回線の運用に影響を及ぼさないよう安定した通信品質を確保する必要がある。また、作業にあたっては業務運用上、極めて高い信頼性、障害発生時に被害を最小限に留める的確な対策及び万全の体制を維持しつつ行う必要がある。

(3) 守秘性に関する要件

①当庁から提供された資料は、監督職員の許可を受けた場合又は公開資料であることが明らかである場合を除き、本業務以外の目的で使用してはならない。また、貸与された資料は、本業務終了後直ちに返却しなければならない。

②当庁の許可を受けた場合を除き、本業務による成果物を他に流用してはならない。

(4) 情報管理体制に関する要件

本業務で知り得た保護すべき情報（契約を履行する一環として契約相手方が収集、整理、作成等した情報であって、当庁が保護を要さないことを同意していない一切の情報をいう。）を適切に管理する体制を有すること。

(5) 業務執行体制に関する要件

履行期限までに本業務を完了する体制を有すると共に、本業務後に発生した不具合等への対応について必要な連絡窓口、保守体制を持つこと。

また、本装置等移設及び接続調整作業中に本業務に起因する不具合が生じた場合には、受注者の責任において無償で対応を行うこと。

(6) 業務実績に関する要件

ネットワークカメラ等機器の導入、これらを用いたネットワーク環境の構築及び配線工事の実績を有すること。

(7) その他必要と認める要件

本装置等移設及び接続調整部分に係るネットワークを構築する権利を有している、若しくは許可を得られること。

5 手続等

(1) 担当部局

〒105-8431

東京都港区虎ノ門3-6-9

気象庁総務部総務課調達管理室第二契約係 藤田 めぐみ

電話 03-6758-3900 (内線 2520)

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

令和5年2月13日(月)から令和5年3月3日(金)まで (1)①に同じ

(3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

令和5年3月6日(月)17時まで (1)①に同じ 持参、郵送(書留郵便に限る。)
又は電送(事前に(1)へ連絡を入れること)すること。

6 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 5(1)に同じ。

(3) 一般競争入札方式による公告を行うこととなった場合、その旨後日通知する。

(4) 令和4・5・6年度国土交通省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」において関東・甲信越地域の競争参加資格を有していない場合も5(3)により参加意思確認書を提出することができるが、本件が一般競争入札方式による公告を行うこととなった場合で該当入札の競争参加資格確認を行う場合には当該資格を有していなければならない。

(5) 詳細は説明書による。